

始良市温泉センターくすの湯内テナント食堂 募集要項

1 募集施設

名 称	始良市温泉センターくすの湯施設内 食堂テナント	
住 所	始良市蒲生町白男 1504 番地	
テナント 床 面 積	厨房	39.125 m ²
	食堂	53.500 m ²
	調理器具倉庫	25.200 m ²
入 浴 者 数	令和5年度 79,337 人 令和4年度 68,034 人 令和3年度 53,745 人	

2 応募資格

- (1) 公共施設内で営業するにふさわしい雰囲気、信用、技術、能力等を有すると認められる個人（個人の場合は、飲食店勤務等の実務経験があるものに限る。）、団体、企業等であること。
- (2) 営業活動により、市の特産品や観光のPR 寄与できること。
- (3) メニューは自由とするが、施設の雰囲気とのマッチングを考慮すること。
- (4) くすの湯全体の管理運営に協力的であること。
- (5) 出展者及び従業員その他関係者が始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第2号の規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本要項を誠実に履行できること。

3 契約形態

出店形態は、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借とし、契約期限を令和8年3月31日として契約の更新は行わない。ただし、契約満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することもあります。

4 営業条件

営業時間	原則、午前 10 時から午後 9 時までの施設営業時間内とする。 (事前協議により、上記時間を前後させることも可能)
休館日	毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始 (休館日の営業は不可とする。ただし、準備行為等を行える。)
賃貸借料	次の①～③の合算額を月額単位で支払う ① 固定営業料 44,000 円 (うち消費税等が 4,000 円) ② 売上歩合営業料 売上金額の 3 % ③ 光熱水費 テナントの使用量に応じた実費 ※ 支払期限は、翌月末とする。
市の備品	市の備品として、厨房に設置している器具は、無償で使用できる。ただし、市では当該備品の修繕・更新は行わない。 (故障等の場合は、市で廃棄する。)
その他	① 施設の※ ¹ 設備機器については、その修理及び交換に要する経費は市が負担する。ただし、出店者の責めにより破損等が生じた場合は、出店者が負担する。 ② 出店者の負担により用意した備品等についての修理交換に要する経費は、出店者が負担する。 ③ 市の許可なく、施設の形状や設備機器の配置等を※ ² 変更することがないこと。 ④ 電球、水栓のコマ、パッキンなど軽微な消耗品については、出店者が負担し修繕を行う。 ⑤ テナントで発生したゴミについては、出店者で事業系廃棄物の収集業者と契約を行う。 ⑥ 営業に起因する設備を清潔に保つこと。 ⑦ 退店時は、経年劣化によるものを除きハウスクリーニングを行うなど原状回復し、市の検査を受ける。 ⑧ その他、疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。 ※ ¹ 壁・床・天井・ドア・電気器具本体・空調設備などの建物に附随するもの ※ ² 市の設備機器の配置変更、壁面に構造物の設置や穴を開ける行為など

5 応募書類等

(1)提出書類	①出店申請書（様式第1号） ②出店及び営業計画書（様式第2号） ③営業実績及び出店状況（様式第3号） ④登記簿謄本（個人の場合は住民票） ⑤出店及び営業に必要な許可証等の写し （現在の営業出店営業分でも可） ⑥納税証明書
(2)受付期間	平日の午前8時30分から午後5時
(3)提出方法	郵送（配達記録郵便のみ）又は持参
(4)提出先	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 始良市 市民生活部 生活環境課 施設管理係 電話：0995-66-3111（内線114・115）

6 応募に関する留意事項

(1) 失効又は無効

次に該当する場合は、申込みが失効又は無効になります。

- ① 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 応募資格を有していないとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 本募集要項に違反すると認められるとき。
- ⑤ 応募者による業務履行が困難であると判断されたとき。

(2) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(3) その他

- ① 提出された応募書類の書換え又は訂正等は認めません。
- ② 提出した応募書類は返還しません。辞退届が提出された場合も同様とします。

7 選考方法

選考は、始良市温泉センターくすの湯食堂テナント選定委員会において応募書類を審査し、必要に応じて面接を行い選考します。

8 出店者の決定及び契約

審査結果は、書面で通知し、定期建物賃貸借契約も書面により契約を行います。

9 その他

- (1) テナントを内見したい場合は、生活環境課施設管理係に問合せください。
- (2) テナント出店に関し質問がある場合は、電子メールで行ってください。

【問合せ先】

〒899-5392 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
始良市役所 生活環境課 施設管理係

担当：小倉・松元

電話：0995-66-3111（内線 114・115）

E-mail：s-kanri@city.aira.lg.jp

(様式1)

出 店 申 請 書

令和 年 月 日

申請者 所在地
商号・名称
代表者氏名

始良市温泉センターくすの湯の食堂テナントに出店したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請する出店の名称

2 添付書類

- (1) 出店及び営業計画書 (様式2)
- (2) 営業実績及び出店状況 (様式3)
- (3) 登記簿謄本 (個人の場合は住民票及び身分証明書)
- (4) 出店及び営業に必要な許可証等の写し (現在の出店営業分でも可)
- (5) 納税証明書 (その1) (税務署で発行する証明書)
- (6) 納税証明書 (地方税) (各広域振興局及び市町村で発行する証明書)

3 その他

(特記事項がある場合は記入してください。)

(様式1)

出 店 申 請 書

令和 年 月 日

申請者 所在地
商号・名称
代表者氏名

始良市温泉センターくすの湯の食堂テナントに出店したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請する出店の名称

2 添付書類

- (1) 出店及び営業計画書 (様式2)
- (2) 営業実績及び出店状況 (様式3)
- (3) 登記簿謄本 (個人の場合は住民票及び身分証明書)
- (4) 出店及び営業に必要な許可証等の写し (現在の出店営業分でも可)
- (5) 納税証明書 (その1) (税務署で発行する証明書)
- (6) 納税証明書 (地方税) (各広域振興局及び市町村で発行する証明書)

3 その他

(特記事項がある場合は記入してください。)

